

沼田市国内外販路開拓支援事業補助金交付要綱

沼田市中心企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱（平成29年告示第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の産業振興及び活性化を図るため、市内の中小企業者が新たな販路、取引先、事業提携先等の開拓のために、展示会等に要する経費の一部を予算の範囲内において交付する沼田市国内外販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 展示会等 製品、製品見本、カタログ等の展示を伴う見本市、商談会等で、次に掲げるものをいう。
 - ア 沼田市外の地域において開催されるもの
 - イ ウェブサイト（インターネット通販、ネットショッピングその他これらに類する常設型のウェブサイト以外のものをいう。）上で行われるもの（以下「オンライン展示会」という。）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 沼田市に法人市民税の申告をしている法人又は沼田市の住民基本台帳に記録され、かつ、事業収入の税申告をしている個人事業主であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等のいずれにも該当していないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国内又は海外において開催される展示会等への出展とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助金の対象としない。

(1) 国、県その他団体から同一経費について補助金の交付を受けている事業

(2) 広く一般に公開されていない展示会等

(3) 販売のみを目的としている展示会等

(4) その他市長が不相当と認めた事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。ただし、渡航を伴う展示会等への出展については、40万円を上限とする。

2 前項の場合において、次のいずれかに該当する場合は、補助金の上限額に次の額を加算することができる。

(1) 経済産業大臣が地域未来牽引企業として選定した者 20万円

(2) 市が実施するぬまた起業塾を修了した者 10万円

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付申請は、同一事業者につき、年度内2回を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該補助対象事業が開始される前に沼田市国内外販路開拓支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）及び展示会等出展計画書（別記様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕

入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、沼田市国内外販路開拓支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)又は沼田市国内外販路開拓支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知をするものとする。

(事業の変更又は中止)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、当該交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、沼田市国内外販路開拓支援事業補助金交付変更承認申請書(別記様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更を認めたときは、沼田市国内外販路開拓支援事業補助金交付変更決定通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業を中止しようとするときは、沼田市国内外販路開拓支援事業中止届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、事業完了後30日以内又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、沼田市国内外販路開拓支援事業実績報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支出を証する書類の写し

(2) 補助対象事業を実施したことを示す写真

(補助金の支出)

第11条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定による額の確定通知を受けたのち、沼田市国内外販路開拓支援事業補助金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該補助金を速やかに支出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 予定された補助対象事業を実施しないとき。
- (2) この要綱の規定又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費区分	内容
出展料	出展料及び会場使用料
展示装飾費	会場等の装飾に係る設営及び撤去に要する経費、光熱水費及びその使用に係る設備工事に要する経費
広告宣伝費	パンフレット、カタログ、ポスターその他の販促品の作成に要する経費及び展示会等の主催者が発行する発行物への広告掲載に要する経費
旅費（海外出展に限る。）	海外へ出展し、又は海外展開を実施する際に必要な宿泊費及び航空運賃